

第 7 章 特定化学物質の環境への排出量の把握等及び 管理の改善の促進に関する法律（P R T R 法）

1 P R T R 法の概要

P R T R 法は、有害性のおそれのある様々な化学物質の環境への排出量等を把握することなどにより、事業者による化学物質の自主的な管理の改善を促進し、化学物質による環境の保全上の支障を未然に防止することを目的としています。

この法律により P R T R 制度が設けられ、対象となる化学物質を取扱う事業者や、環境へ排出することが見込まれている事業者のうち、一定の業種や要件に該当するものは、対象化学物質の排出量・移動量の届出が義務付けられています。

2 届出の対象となる事業者

対象化学物質の排出量・移動量を届け出なければならない事業者は、以下の(1)から(3)の3つの要件をすべて満たす事業者です。

(1) 対象業種

表 7-1 の 24 業種のいずれかに属する事業を営んでいる事業者

表 7-1 P R T R の対象業種

○金属鉱業	○鉄スクラップ卸売業（自動車用エアコンディショナーに封入された物質を回収し、又は自動車の車体に装着された自動車用エアコンディショナーを取り外すものに限る。）	○機械修理業
○原油及び天然ガス鉱業	○自動車卸売業（自動車用エアコンディショナーに封入された物質を回収するものに限る。）	○商品検査業
○製造業	○燃料小売業	○計量証明業（一般計量証明業を除く。）
○電気業	○洗濯業	○一般廃棄物処理業（ごみ処分業に限る。）
○ガス業	○写真業	○産業廃棄物処分業（特別管理産業廃棄物処分業を含む。）
○熱供給業	○自動車整備業	○高等教育機関（附属施設を含み、人文科学のみに係るものを除く。）
○下水道業		○自然科学研究所
○鉄道業		○医療業
○倉庫業（農作物を保管するもの又は貯蔵タンクにより気体若しくは液体を貯蔵するものに限る。）		
○石油卸売業		

(2) 従業員数

事業者全体として常時使用される従業員の数が 21 人以上の事業者

(3) 取扱量等

次のうちいずれかの事業所を有する事業者

ア いずれかの第一種指定化学物質（462 物質。物質名は市ホームページ等をご参照ください。）の年間取扱量が 1 t 以上である事業所（対象化学物質によっては、化合物中に含まれる金属元素、シアン、ふっ素等の量で判断するものもあります。イについても同じです。）

イ いずれかの特定第一種指定化学物質（15 物質。物質名は市ホームページ等をご参照ください。）の年間取扱量が 0.5 t 以上である事業所

ウ 金属鉱業又は原油・天然ガス鉱業を営み、鉱山保安法に規定する建設物、工作物その他の施設が設置されている事業所

エ 下水道業を営み、下水道終末処理施設が設置されている事業所

オ ごみ処分業又は産業廃棄物処分業（特別管理産業廃棄物処分業を含む。）を営み、廃棄物の処理及び清掃に関する法律に規定する処理施設が設置されている事業所

カ ダイオキシン類対策特別措置法に規定する特定施設が設置されている事業所

3 届出

(1) 排出量・移動量の算出の方法

排出量・移動量の具体的な算出方法については、環境省のホームページ等にあるマニュアルや手引きを参照してください（鹿児島市のホームページにリンクがあります）。

(2) 届出期間

届出の対象となる事業者は 4 月 1 日～6 月 30 日の間に前年度の排出量・移動量の届出を行ってください。6 月 30 日が土日の場合は、次の月曜日までが届出期間となります。

(3) 届出方法

届出の提出方法は次の 3 つの方法から選ぶことができます。

ア 書面による届出

イ 磁気ディスクによる届出（フロッピーディスク等による届出）

ウ 電子届出（インターネット等による届出）

各届出に必要な様式は、環境省のホームページ等（鹿児島市のホームページにリンクがあります。）からダウンロードできるようになっています。

電子届出は、事前に「電子情報処理組織使用届出書」を提出し、ユーザー ID・パスワード等を取得することで利用することができるようになります。書面による届出に比べて便利になっていますので、是非ご活用ください。

(4) 届出先

鹿児島市内の事業所の届出は、市環境保全課に届け出てください。